

# ぴーぽ ぽーぽ



県警察広報紙ぴーぽーぽ  
2023  
vol.170  
富山県警察本部

令和5年5月12日(金)～5月15日(月)  
G7富山・金沢教育大臣会合



## 警備対策にご協力を!



富山県警察では、テロの未然防止を推進しています。  
「何かおかしい」「いつもと違う」と思ったら、警察への通報をお願いします。

# 立山あいの風コンサート

県民と警察を結ぶ“音の架け橋”  
県警音楽隊が今年も明るく爽やかに  
メロディーを届けます!

「おまわりさんの音楽隊」が演奏を通じて、県民の皆さんと触れ合います。皆さんのご来場をお待ちしています。

開催日程は  
県警ホームページで



**富山南警察署 山室交番**

山室交番の歴史は古く、その始まりは明治初期の上新川郡山室村に設置された山室村駐在所と言われていました。その後、上新川郡山室村と富山市の併合や戦後の治安悪化等の時代の変化に伴い場所や姿を変え、現在の建物になったのは平成20年になります。そして、令和2年富山市内警察署の再編に伴い現在の富山南警察署山室交番として地域の治安維持にあたっています。

管内には、山室小学校と山室中部小学校の二つの小学校があります。広範にわたる住宅街も有しています。また、幹線道路として東西に走っている主要地方道富山・立山・魚津線沿いには様々な店が立ち並んでいます。この道路は立山通りとも呼ばれ、この通り近くから望む立山連峰は



壮大で、つい見入ってしまうところがあります。

また、山室は剣豪森政次郎の出身地でもあります。かの剣豪は現在警察でも使用されている刺股を縦横自在に振るったことと、山室小学校近くに建設された記念碑を拝見すると、少し剣の道を学んだ者として、かつて偉大な先人がこの地で修業に励んでいたと胸が熱くなる思いがします。

これからも地域の安全安心のため、交番勤務員一丸となってパトロール等の各種警察活動に取り組みでいきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

富山南警察署 山室交番  
警部補 吉森 武史

赤い門灯 シリーズ 161

# 春の全国交通安全運動

スローガン ゆずりあう 心でひろがる 無事故の輪

5月11日(木)から20日(土)までの10日間、春の全国交通安全運動が実施されます。

ドライバーの皆さんは、子供や高齢者を見かけたら、スピードを落とし、その行動に注意するなど、思いやりのある優しい運転を心掛け、交通事故防止に努めましょう。

## 活動重点

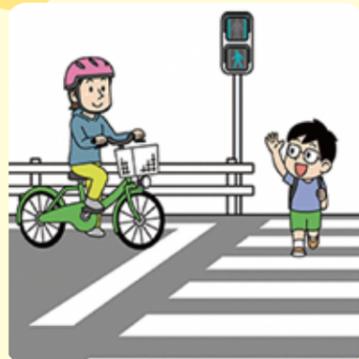
- ① こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- ② 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- ③ 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



## 自転車の安全利用の推進

令和4年11月1日から自転車安全利用五則が新しくなりました。

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯



- 4 飲酒運転は禁止



- 5 ヘルメットを着用



令和5年4月1日から、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用努力義務が課されます。万が一の事故や転倒に備えて、自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。

# 迷惑防止条例改正!!

～令和5年4月1日、改正富山県迷惑行為等防止条例が施行されました～

## 第3条 卑わいな行為の禁止

盗撮とは…

- 衣服等で覆われている人の身体又は下着をカメラ等で撮影すること。
- 浴室やトイレ等、衣服を脱ぎ着するような場所にいる人の姿態をカメラ等で撮影すること。

のぞき見とは…

- 衣服等で覆われている人の身体又は下着をのぞき見すること。
- 浴室やトイレ等、衣服を脱ぎ着するような場所にいる人の姿態をのぞき見すること。

改正前に規制されていた行為

- ① 衣服で覆われている人の身体・下着を
  - ・公共の場所・乗物でのぞき見する行為
  - ・公共の場所・乗物、学校等の準公共の場所・乗物で盗撮する行為
- ② 浴室やトイレ等、衣服を脱ぎ着するような場所にいる人の姿態を
  - ・公共の場所・乗物、学校等の準公共の場所で盗撮する行為



今回の改正で、

- ① 衣服で覆われている人の身体・下着をのぞき見・盗撮する行為の規制場所の制限がなくなりました。
- ② 衣服を脱ぎ着するような場所にいる人の姿態をのぞき見・盗撮する行為の規制場所が、住居や宿泊施設の客室等の私的空間まで拡充されました。

## 第9条 不当な客引行為等の禁止

今回の改正で、

- ① 客引きの規制対象業種が追加されました。  
キャバクラ等の接待飲食営業、風俗案内所、深夜マッサージ店等を仮装した性風俗店等が追加されました。
- ② 客引きをさせる行為が規制行為として追加されました。
- ③ 指定地域における客待ち行為が規制行為として追加されました。  
警察官による客待ち行為についての中止命令後、最初の午前6時までの間に再度違反した場合は、中止命令違反として罰せられます。
- ④ 両罰規定が追加されました。  
「客引き行為」「客引きをさせる行為」「客待ち行為に対する中止命令違反」に関する両罰規定が追加されました。



指定地域



〔富山市桜木町地域〕  
○桜木町  
○総曲輪一丁目  
○本町7番～11番

詳しくは、富山県警察ホームページをご覧ください。